

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

規則	ページ
行政書士法施行細則の一部を改正する規則(八五・総務課)……………	1
建築基準法施行細則の一部を改正する規則(八六・建築住宅課)……………	1
公安委員会規則	
秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(一五・交通企画課)……………	2
公営企業管理規程	
秋田県企業局組織規程の一部を改正する規程(一六・企業局総務課)……………	3

規 則

行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年九月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第八十五号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則(昭和二十六年秋田県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式裏面中

第13条の22 都道府県知事は、必要があると認めるときは、日での時間を除き、当該吏員に行政書士又は行政書士法人の事務、その業務に関する帳簿及び関係書類を検査させることが

第13条の22 都道府県知事は、必要があると認めるときは、

没から日出未務所に立ち入ることができる。

を

での時間を除き、当該吏員に行政書士又は行政書士法人の事務、その業務に関する帳簿及び関係書類(これらの作成又は電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該む。)を検査させることができる。

没から日出未務所に立ち入は保存に代えて電磁的記録を全

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第八十六号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和四十七年秋田県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表(三)項中

角館町	(四)項に掲げる地域を除く地域
田沢湖町	(四)項、(五)項及び(六)項に掲げる地域を除く地域
西木村	西明寺、小山田、門屋、上荒井、小淵野、西荒井、下松木内

を

仙北市
域(四)

角館町 白岩のうち入角

白岩広久内のう

項、(五)項及び(六)項に掲げる地を除く地域

に改め、同表(四)項中

山、国有林地
ち国有林地
刑部、字下高野
山、字鹿の作、
字中泊、字寺
字宮田、字野
左通り、字横
大地田、字浦子
鷺ヶ谷、字黒
向黒沢

を

仙北市
角館町白岩のうち入角山、国有
林地
角館町広久内のうち国有林地
田沢湖生保内のうち字刑部沢、
字下高野
田沢湖田沢のうち字馬形、字鹿
ノ作、字中山
西木町上松木内のうち字粟掛、
字浦子内、字大地田、字大森、
字黒沢、字左通、字寺村、字中
泊、字野田、字比内沢、字細
野、字堀内、字宮田、字向黒
沢、字横枕、字鷺ヶ台

に改め、同

田沢湖町	生保内のうち字水沢
田沢湖町	田沢のうち字中 字馬形
西木村	上松木内のうち 村、字比内沢、 田、字堀内、字 枕、字大森、字 内、字粟掛、字 沢、字細野、字

田沢湖町
玉川
田沢のうち字鳩の湯、字長宿、
字宝仙台、字岩の目、字小沢
生保内のうち字駒ヶ嶽田沢高

仙北市
田沢湖
田沢湖
有林
小沢、
仙台

表(五)項中

西木村	原、国有林地
西木村	(三)項及び(四)項に掲げる地域を除く地域

を

玉川
生保内のうち字生保内国
田沢のうち字岩ノ目、字
字長宿、字鳩ノ湯、字宝
上松木内のうち字何久
川久保、字桁沢、字駒石
坂本、字杉沢口、字田苗
峠下、字鳥屋森、字西上
字西下戸沢、字東上戸
東下戸沢、字松沢、字初
福田

に改め、同表(六)項中

田沢湖町
生保内のうち字駒ヶ
田沢のうち大黒沢、
湯淵沢、小和瀬沢、
黒沢国有林地

嶽
湯田又沢、
先達沢、渋

を

仙北市
田沢湖生保内のうち字駒ヶ岳
田沢湖田沢のうち字小和瀬国有
林、字渋黒沢国有林、字先達
沢、字先達沢国有林

に改める。

附則
この規則は、平成十七年九月二十日から施行する。

田 沢 湖 町 規 則

秋田県公報規則第15号

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成17年9月16日

秋田県公安委員会委員長 伊藤辰郎

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

秋田県道路交通法施行細則(昭和39年秋田県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1東北縦貫自動車道弘前線の項中「小坂宇古遠部沢国有林4林班」を「大字荒谷外2字小滝外6国有林3004林班た1小班」に改め、同表東北横断自動車道釜石秋田線の項中「平鹿郡山内村」を「横手市山内」に改め、同表一般国道7号の項中「由利郡」を「にかほ市」に改め、同表一般国道46号の項中「仙北郡田沢湖町生保内字生保内沢国有林54林班あ小班」を「仙北市田沢湖大字生保内外2字生保内沢外10国有林3054林班あ小班」に改める。

附 則

この規則は、平成17年9月20日から施行する。ただし、別表第1東北横断自動車道釜石秋田線の項及び一般国道7号の項の改正規定は、同年10月1日から施行する。

公 営 企 業 管 理 規 程

秋田県企業局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年九月十六日

秋田県公営企業管理者職務代理者

秋田県企業局長 大嶋直樹

秋田県公営企業管理規程第十六号

秋田県企業局組織規程の一部を改正する規程

秋田県企業局組織規程(昭和三十七年秋田県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「仙北郡田沢湖町田沢」を「仙北市田沢湖田沢」に、「新藤柳田」を「柳田」に改める。

附 則

この規程は、平成17年九月二十日から施行する。ただし、「新藤柳田」を「柳田」に改める部分は、同年十月一日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubarara@matsubararansatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄